

区役所からのお知らせ

令和3年度から変わる介護保険料のお知らせ

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画に基づき設定しています。令和3年度より介護保険料が次のように変わります。ご確認ください。

令和3～5年度介護保険料(年額)の計算方法	
基準となる月額保険料	年額
8,094円	×12月＝ 97,128円(基準額)
97,128円(基準額・年額)×所得に応じた割合(0.35～2.3)	
【介護保険決定通知書の送付】	
対 象	送付時期

介護保険第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)	□座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収)	4月中旬
	年金から納付いただいている方(特別徴収)	7月中旬

問介護保険料コールセンター ☎7777-4765
※問い合わせ可能日、可能時間
4月16日(金)～30日(金)9:00～17:30
※土・日・祝日を除く
保健福祉課 総合福祉グループ
2階24番 ☎6478-9859

投票所が変更になります

次の投票区について、今後行われる選挙より投票所が変更となります。

- ①柏里第2投票区
(柏里1丁目・花川1丁目・花川2丁目1～3、5～13、17、18番にお住まいの方)
【新】柏里小学校(※柏里第1投票区と統合)
【旧】柏花コミュニティ会館



- ②大野百島投票区(大野・百島地域にお住まいの方)
【新】福小学校(※福投票区と統合)
【旧】寿会館大野百島老人憩いの家



問 区選挙管理委員会 ☎6478-9626

健康体操をしよう!
&ミニ講演会

予約不要

無料

あなたも健康づくりのきっかけにしませんか?みんなと一緒に「に～よん健康体操」をしましょう。に～よん健康クラブのスタッフが体操の指導をします。

- 日 4月23日(金)10:00～11:00
場 区役所5階会議室
内 感染症予防等に関するDVD視聴とに～よん健康体操
対 どなたでも
持 軽い運動のできる服装でお越しください

問保健福祉課 健康推進グループ 2階25番
☎6478-9882

統合失調症の家族教室

要予約

無料

病気を正しく理解し、本人への接し方を学び、日々の不安や思いなどを話す場として開催しています。ぜひご参加ください。

日 毎月第3月曜日14:00～16:00

場 保健福祉センター(区役所)2階

内 交流会、問題解決技法を用いたグループ討議、精神科医師による講義、支援機関からの講義、その他教育プログラム

対 統合失調症の治療中の方のご家族



酒害教室

予約不要

無料

飲酒問題を抱え回復をめざしている方、家族の飲酒問題で悩んでいた困っている方、支援機関の方々を対象に、専門医と共にご本人への対応方法や解決方法を学び、アルコール依存症からの回復をめざします。

日 毎月第1月曜日14:00～16:00

場 保健福祉センター(区役所)2階

内 ミーティング、専門医によるミニ講座

講 アルコール依存症の専門医

対 飲酒問題を抱えているご本人、ご家族、支援者等

申 開催日に直接お越しください

精神保健福祉相談

要予約

無料

不眠が続き気分が落ち込んでいる、不安が大きい、家族がひきこもっていて対応に困っている、独り言が多く会話が噛み合わない、お酒や薬物などの依存症かもしれないなど、心の悩みや問題に精神科医師が相談に応じます。

日 毎月第1金曜日、第4木曜日

①14:00～ ②14:45～

場 保健福祉センター(区役所)2階
健康推進福祉相談室

対 ご本人、ご家族、支援者等



地域生活向上教室

要予約

無料

統合失調症の治療をされている方を対象に生活リズムを取り戻し、日常生活圏の拡大や仲間づくりのための教室を開催しています。

日 毎月第1火曜日 9:30～11:30

場 保健福祉センター(区役所)2階

内 グループミーティング、ソーシャルスキルトレーニング、運動、レクリエーションなど

対 統合失調症の治療中で、主治医から参加の承諾が得られた方



問保健福祉課 健康推進グループ 2階25番 ☎6478-9968

区民スポーツ大会

区長杯 区民軟式野球大会

日 5月下旬～10月の日曜・祝日

申 5月19日(水)開会式・抽選会で受付



区民ソフトボール大会

日 5月下旬から7月の日曜・祝日

申 5月6日(木)までに担当まで申込み

※開会式・抽選会は5月13日(木)に行います。

区民軟式野球大会、区民ソフトボール大会の詳細は、次号に掲載します。



詳しくはこちら▶

4月は犬・猫を正しく飼う運動 強調月間です



毎年、犬や猫に関する苦情がたくさん寄せられています。

世の中は動物の好きな人ばかりではありません。動物が多くの人々に愛され、人と共生できるように、次のことを守って、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

犬を飼うにあたって

- 犬の登録、狂犬病予防注射は必ず受けましょう。
犬の登録(終生1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)、鑑札・注射済票の装着は、狂犬病予防法で定められた飼い主の義務です。
- トイレトレーニングをしましょう。
ふん尿は自宅で済ませようトイレトレーニングを行いましょう。また、散歩の際に排泄してしまった場合に備え、ちり紙やペットシーツ、水等を携帯し、必ず飼い主が責任をもって後始末をしましょう。
- 鳴き声を防止しましょう。
吠え癖がつかないように、しつけましょう。
- 無責任な放し飼いはやめましょう。
犬の放し飼いは条例により禁止されています。公園等の公共の場所ではリードを外さず、しっかり愛犬を制御してください。また、伸縮性のあるロングリードは犬を制御しきれない場合があるうえ、伸張時にリードが見えにくくなるので注意しましょう。



猫を飼うにあたって

- 放し飼いをせず、室内で飼育しましょう。
放し飼いにより、他人の家をふん尿で汚したり、物を壊したりして、迷惑をかけることがあります。交通事故や虐待、感染症等から守るためにも、室内で飼育しましょう。



■所有者がわかるように名札を付けましょう。
万一逃げだしたり、災害等により離れ離れになった場合に、名札やマイクロチップがとても役立ちます。

■愛情と責任をもって終生飼いましょう。
犬や猫を捨てることは犯罪です。生まれてくる子を育てる見込みがない場合は、必ず不妊去勢手術を受けさせましょう。

■所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)
大阪市では地域の合意と協力のもと、その地域に住む野良猫の不妊去勢手術を行い、一代限りの猫として地域の皆さんが主体となって適正に管理していく「街ねこ」活動のお手伝いをしています。エサを与えるだけでは不幸な野良猫が増えてしまいます。「街ねこ」の世話をする方は、地域住民の理解を得たうえで、不妊去勢手術を行いエサの片付けやふん尿の後始末をする等、責任をもって適切に世話をしましょう。

問保健福祉課 健康推進グループ 2階25番 ☎6478-9973